

東京都細胞検査士会における選挙人ならびに 東京都選出全国細胞検査士会役員選出選挙人選出要綱

平成22年 6月 19日 制 定
平成26年 6月 21日 改 定

(目 的)

第1条 この要綱は東京都細胞検査士会（以下「会」）が行う選挙人選出ならびに東京都選出全国細胞検査士会役員選挙人に関する事項について定める。

(選挙の種類)

第2条

一細胞検査士会役員選挙に関して

(細胞検査士会選挙人)

東京都細胞検査士会により選出された東京都選出全国細胞検査士会役員選出選挙人として細胞検査士会役員選出における選挙人となる。

(細胞検査士会被選挙人)

選出された東京都細胞検査士会選出の全国細胞検査士会役員選挙人が全国細胞検査士会選挙管理委員会へ東京都細胞検査士会役員候補者の中から規定人数を推薦する。

(選考方法)

第3条 選挙人選出の方法と選出結果の判定方法は別途役員会にて決定し、ホームページ上で周知する

第4条

一東京都選出全国細胞検査士会役員選出選挙人に関して

(東京都細胞検査士会選挙人)

会員から選出される。この会に所属し、(社団公益法人)日本臨床細胞学会の正会員であることを条件とする。

(東京都細胞検査士会被選挙人)

1. 会員から選出される。この会に所属し、(社団公益法人)日本臨床細胞学会の正会員であることを条件とする。
2. 立候補することができる。

第5条 細胞検査士会役員選出にあたり選挙人として東京都選出全国細胞検査士会役員選出選挙人となる。

第6条 東京都細胞検査士会役員について(東京都細胞検査士会会則第14条・15条)

1. 選出された東京都選出全国細胞検査士会役員選出選挙人は東京都細胞検査士会代表幹事を兼任する。
2. 東京都選出全国細胞検査士会役員選出選挙人は各委員会代表および副代表幹事ならびに事東京都細胞検査士会幹事を選出する。

(附 則)

1. この要綱の改廃は、東京都細胞検査士会定款に定める規定・要綱管理の手続きにより役員会の議を経て総会で承認されなければ変更することができない。
2. この要綱は、平成22年6月19日から施行する。
3. この要綱は、平成26年6月21日から改定する